

# 資料 6

平成 26 年 7 月 7 日  
総務部 人事課

総務第 04 - 39 号  
平成 26 年 6 月 27 日

各部局長 様  
各所属長 様  
労働委員会事務局長 様

総務部長

## 職員の綱紀粛正について（依命通知）

職員の綱紀の厳正な保持、服務規律の確保については、かねてから注意を喚起しているところですが、今般、無免許運転等で人身事故を起こし、禁錮以上の刑に処されたことにより、三重県職員としての身分を失っているにもかかわらず、その事実を隠し、勤務を継続していたという事案が発生しました。

このことは、職員全体の信用を傷つけ、県政に対する県民の皆様の信頼を著しく損なう事態であり、極めて遺憾なことです。

今後、このような信用失墜行為が二度と起きることがないように、各部局長等は、部下職員に対し、法令遵守、綱紀の厳正な保持及び服務規律の確保を徹底し、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚するよう指導するとともに、県民の皆さんへの信頼回復に向けて、一層のコンプライアンスの推進に努めるよう命により通知します。

特に管理監督の職にある者は、再発防止に向けての取組を徹底するとともに、部下職員の自覚を促すよう、厳正な指導監督をお願いします。

事務担当 人事課人事班  
電話 059-224-2103

総務第04-40号  
平成26年6月27日

各部局長 様  
各所属長 様  
労働委員会事務局長 様

総務部長

#### 職員の無免許運転に係る再発防止の取組について（通知）

先般、職員が度重なる交通法規違反に起因する免許取消処分を受けていたにも関わらず無免許運転を繰り返し、人身事故を起こしたことにより、禁錮以上の刑に処せられ失職していたこと、また、失職の事実を所属に報告せず約1年2か月の間勤務を続けていたという事実が判明しました。

本事案を踏まえ、自動車運転の適正化を図るとともに職員のサービス管理を徹底し、再発を防止するための取組を下記のとおりまとめましたので、これに基づき、各所属長（管理監督の職にある者）におかれては、部下職員に周知の上、再発防止に向けて指導監督を徹底するようお願いいたします。

#### 記

##### 1 所属職員の免許の所持の確認

所属長は、所属職員（非常勤職員を含む。他団体等への派遣職員を除く。）に係る運転免許の所持状況（失効（有効期間切れ）、免許取消、免許停止の状況を含む）について別紙「運転免許証の所持確認表（部局報告用）」により確認を行い、平成26年7月18日（金）までに、各部局人事担当に提出してください。なお、運転免許が失効、取消、停止されている場合、当該職員に対して、交通法規の遵守徹底、失効等の期間中に自動車等を運転しないよう指導いただきますようお願いいたします。各部局人事担当は、平成26年7月25日（金）までに、上記別紙を人事課に提出してください。

なお、今後は、毎年度当初に本件と同様の確認を実施していただきますようお願いいたします。

##### 2 職員が免許取消処分又は免許停止処分を受けた場合における所属長への報告の徹底

これまで、交通事故に起因している場合を除いて、免許取消処分又は免許停止処分を受けた場合においては所属への報告を求めていませんでしたが、今後、交通事故を伴わない免許取消処分等を受けた職員は所属長へ報告するとともに、所属長は別紙「免許取消・免許停止報告書」により必要な事項を各部局人事担当へ報告しなければならないこととしますので、この旨、部下職員へ周知徹底いただきますようお願いいたします。また、各部局人事担当は、上記報告書の提出があった場合は速やかに人事課に提出してください。

事務担当 総務部人事課人事班  
電話 059-224-2103



免許取消・免許停止報告書

年 月 日

三重県知事 様

所属長

下記のとおり、所属職員から報告がありましたので報告書を提出します。

記

1 職 員

- (1) 役 職
- (2) 氏 名

2 免許取消・免許停止処分

- (1) 処分の内容
- (2) 処分の期間

3 処分に至った経緯

4 その他参考事項

- (1) 通勤、公務、私用における自動車の運転状況
- (2) その他

※ 交通事故を伴う免許取消・免許停止処分に関しては、従来どおり、本報告書によらず、事故報告に記載してください。